

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

May 2025

Asia Focus Newsletter 2025 年 5 月版

はじめに

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

今月の注目記事として、米国の相互関税や、これに対する対抗措置が注目されます。その一例がマレーシア：米国、マレーシアからの輸入品に対する相互関税の課税を 90 日間停止です。今後も様々な措置が見込まれますので、重要な立法や法改正がありましたら、来月号以降でも取り扱う予定です。その他、中国：顔認識技術の適用に関する新規則を公布や香港：初のサイバーセキュリティ法が 2026 年 1 月 1 日に施行予定、シンガポール：2025 年 3 月の個人情報保護委員会の動向など、先月号に引き続き、インターネットや電子技術に関する立法や法改正も複数ありました。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

オーストラリア：新たなフランチャイズ法（競争・消費者法）を施行 (2025/4/4)
2025 年 4 月 1 日、オーストラリアで新しいフランチャイズ法である競争・消費者法が施行された（一部の施行は 2025 年 11 月 1 日まで延期される他経過措置についても規定されている）。契約の終了や終了後の競争禁止義務等の取扱いについては改正法に準拠した内容とする必要があるほか、同改正によりフランチャイズ契約における開示文書や様式に変更が加えられることとなるが、詳細については、[2024 年 12 月の記事を参照されたい](#)。

中国：反外国制裁法の実施規定を施行 (2025/4/2)
中国首相は、2025 年 3 月 23 日、反外国制裁法の実施規定を公布した。これにより、中国政府は外国の一方的な制裁に対抗する措置を講じることが可能となった。当該制裁に関連すると判断された法人その他の団体及び個人は入国拒否、国外追放、資産凍結、取引制限等の制裁を受ける可能性があるため、貿易や制裁に関連する政府部門の動向を注視し、対抗措置を受けるリスクを把握する必要がある。

中国：顔認証技術使用の安全管理規定を公布 (2025/4/22)
中国のサイバースペース管理局及び公安部が、2025 年 3 月 21 日、顔認証技術使用の安全管理規定を発表した（2025 年 6 月 1 日から施行される）。従来から、顔情報の保護に関しては個人情報保護法等の法律でも規制されていたが、顔認証技術使用の安全管理規定では顔情報及び顔認証技術の定義、顔認証技術に関する規制対象行為、公共スペースでの顔認証技術導入時の遵守事項等の詳細が規定され

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
カウンセラー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

増本 充香
カウンセラー
+81 3 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com

北村 裕幸
カウンセラー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com

大橋 真葵子
アソシエイト
+81 3 6271 9504
makiko.ohashi@bakermckenzie.com

ることとなった。今後は従来の規制に加えて顔認証技術使用の安全管理規定も遵守して、顔情報の保護及び顔認証技術を適切に管理する必要がある。

香港：初のサイバーセキュリティ法が2026年1月1日に施行予定(2025/4/3)
重要インフラ（コンピュータシステム）の保護に関する条例が2025年3月19日に制定され、同月28日に公布された。同条例は、2026年1月1日に施行され、エネルギー、情報技術、銀行及び金融サービス等の8つの重要なサービス提供者のサイバーセキュリティ基準を強化するものである。

香港：金融管理局及び証券先物委員会が仮想通貨のステーキングに関するガイドランスを発表(2025/4/10)
2025年4月7日に香港金融管理局（HKMA）及び証券先物委員会（SFC）が暗号資産取引のプラットフォーム等向けのステーキングサービスに関するガイドランスを発表した。このガイドランスは、顧客の暗号資産の適切な保全等のための内部統制システムの維持、サービス対象となる暗号資産、外部委託の場合の委託先、費用及びロックアップ期間等に関する情報開示、並びに外部委託先のモニタリング等、ステーキングサービスを提供する際の規制枠組み及び基準を明確化しており、香港の暗号資産市場の発展に寄与するものである。

インドネシア：リプロダクティブ・ヘルスに関する新たな規則の概要を発表(2025/4/9)

2025年2月20日、インドネシア保健省はリプロダクティブ・ヘルスに関する新規則「MOH Regulation No. 2 of 2025」を発表し、2025年4月9日に施行された。これにより、体外受精や人工妊娠中絶等の生殖医療の詳細な要件が導入され、生殖医療へのアクセスを女性男性ともに改善させることが期待される。

インドネシア：エネルギー鉱物資源省（MEMR）2025年第5号規則における新たな再生可能エネルギーのPPAの課題と洞察(2025/4/30)

インドネシアのエネルギー鉱物資源省は、2025年2月27日、再生可能エネルギーのPPAに関するガイドラインを定めた2025年第5号MEMR規則を公布し、2025年4月30日に施行された（なお、同規則公布前に調印されたPPAには適用されない）。このガイドラインは風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギープロジェクトのPPAを対象とするものである。不可抗力事由の限定やプロジェクトファイナンスにおけるレンダーのステップインに影響を与え得る規定等も見受けられるものの、このガイドラインにどの程度の拘束力があるかについては不明確な点も多く、今後の展開が注目される。。

マレーシア：炭素回収の新時代(2025/4/14)

マレーシアの上院は炭素の回収、利用及び貯蔵法（CCUSA）を可決した。国王の裁可を経て、施行される予定である。この法律は、二酸化炭素の回収、輸送、利用及び貯蔵の全過程について、マレーシアにおける法的枠組み及び規制枠組みを確立するものである。

マレーシア：米国、マレーシアからの輸入品に対する相互関税の課税を90日間停止(2025/4/15)

2025年4月9日、米国政府は、マレーシアからの輸入品に対する相互関税の課税を90日間停止することを発表した。ただし、10%の基本関税の課税は維持される。米国通商代表部は、マレーシア政府との協議を通じて、貿易関係の改善及び関税の見直しを目指している。

フィリピン：著名商標の宣言及び登録のための新システムが始動(2025/4/15)

フィリピン知的財産庁（IPOPHL）は、著名商標の宣言及び登録に関する規則及び規制を定めたMemorandum Circularを公布し、2025年4月28日に施行された。従来は、商標は侵害訴訟等の紛争解決手続を通じてのみ認定されていたが、このMemorandum Circularは、著名商標の認定に関する行政手続を定め、著名商標登録簿を創設するものである。

フィリピン：競争委員会、M&Aの届出義務の基準値を引き上げ (2025/4/21)

2025年4月15日、フィリピン競争委員会（PCC）はM&Aの届出義務の閾値を引き上げ、当事者規模要件が78億フィリピンペソから85億フィリピンペソに、取引規模要件が32億フィリピンペソから35億フィリピンペソにそれぞれ変更された。なお、新しい閾値は2025年3月1日に発効し、同日以前の届出、進行中の審査及び既にPCCによって決定された取引には影響しない。

シンガポール：2025年3月の個人情報保護委員会の動向 (2025/4/30)

2025年3月、シンガポールの個人情報保護委員会（PDPC）は、2件（うち1件は日系企業）のデータ侵害の事例を公表した。これらの事例はランサムウェア攻撃及びゼロデイ脆弱性に起因し、40万人分以上の個人情報が影響を受けた。PDPCは、データ侵害が生じた企業に対して、データ保護の強化及び再発防止策の実施を求めた。

ベトナム：外国人投資家が保有できる信用機関の持分上限の引き上げ (2025/4/10)

2025年3月18日、ベトナム政府は2025年政令第69号を公布した。これは、2024年信用機関法第63条第7項に規定される外国投資家によるベトナムの信用機関の持分の取得に関してガイダンスを提供する2014年政令第1号を改正するものである。外国人投資家が保有できるベトナムの信用機関の持分上限の引き上げ、及び当該上限規制違反の場合の6か月以内の出資比率引き下げ義務の追加などが主な改正内容となっている。この政令は2025年5月19日に施行され、外国人投資家の参入の促進などが期待されている。

ベトナム：商業住宅プロジェクトの試験的实施 (2025/4/18)

2024年11月、ベトナム国会は決議第171号（決議第171号）を承認し、利用可能な非住宅用地等を通じた商業住宅プロジェクトの開発を認めるパイロットスキームが採択された。そして、当該パイロットスキームの具体的な手続、条件、適格プロジェクトの選定基準等を定めた政令が2025年4月1日公布され、即日施行された。このプロジェクトは、ホーチミン市やハノイ市などの特定の地域で商業住宅の建設及び運営を促進することを目的としており、今後3から10年の間に65万戸以上の住宅が供給されることが見込まれている。政府はこのプロジェクトの結果を評価したうえで、全国的な展開を検討する予定である。

編集後記

今月の担当は、勝山、北村、藤原、大橋です。

春を迎え、複数の国や地域において、立法や法改正が活性化しています。

なかでも、米国の相互関税や、これに対する対抗措置が注目されます。その一例がマレーシア:米国、マレーシアからの輸入品に対する相互関税の課税を90日間停止です。今後も様々な措置が見込まれますので、重要な立法や法改正がありましたら、来月号以降でも取り扱う予定です。

その他、中国:顔認識技術の適用に関する新規則を公布や香港:初のサイバーセキュリティ法が2026年1月1日に施行予定、シンガポール:2025年3月の個人情報保護委員会の動向など、先月号に引き続き、インターネットや電子技術に関する立法や法改正も複数ありました。

先月号では、アメリカ合衆国・香港特別行政区:トランプ政権のアメリカ・ファースト投資政策 - 米国上場の中国企業への影響やインドネシア:再生可能エネルギープロジェクトに対する政府保証 - 新しい規則とより良い法的枠組み、フィリピン:新政府調達法の実施細則 - 政府調達政策委員会が発表が注目されました。



勝山



北村



藤原



大橋